

# 附属機関等の委員の公募に関する要領

## 1 目的

この要領は、附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関，規則・要領により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の審議に広く市民の意見を取り入れるため，附属機関等の委員を公募するために必要な事項を定めることにより，適切で円滑な公募委員の選任を図ることを目的とする。

## 2 公募委員枠設定基準

- (1) 附属機関等の委員には，原則的に公募による委員を選任するものとする。ただし，次に掲げる事項を調査審議する附属機関等については，この限りでない。
  - ア 専門的な事項
  - イ 利害関係の処分等に関する事項
  - ウ その他公募委員による審議が不相当と認められる事項
- (2) 公募委員の定数に対する割合については，10パーセント以上（小数点以下第1位を切り上げる。）とする。
- (3) 公募委員枠を設定した場合において，応募がなかったときは，他の方法により委員を選任することができるものとする。

## 3 応募資格

応募資格のある者は，原則として，次に掲げる要件を満たす者とする。ただし，附属機関等の設置目的等に照らしこれにより難いときは，この限りでない。

- (1) 本市に在住，通勤又は通学する者
  - (2) 他の附属機関等の委員となっていない者
- なお，広く市民の意見を聴取する観点から，原則として公務員は除くものとする。

## 4 配慮事項

幅広く委員を選任するため，他の附属機関等の選任状況を把握しながら，特定の者に片寄らないよう配慮するものとする。

## 5 募集案内及び方法

委員公募の市民への周知は，会議開催日のおおむね3月前までに次の方法により行うこととし，1月程度の応募期間を設けることとする。

- (1) 周知項目
  - ア 附属機関等名及び審議内容
  - イ 公募する人数
  - ウ 応募資格

エ 応募方法

オ 応募期間

カ 選考方法

(2) 広報の方法

ア 募集案内を市庁舎及び各出張所の掲示板に掲示する。なお、掲示期間は応募締切日までとする。

イ 可能な限り市の広報紙及びホームページ、テレビ、ラジオの市提供番組等により広報するものとする。

ウ 市政記者クラブに資料提供を行うものとする。

**6 公募委員の選考方法**

委員の選考については、担当部内に選考委員会を設置して行うこととし、附属機関等の設置目的等を勘案して、原則として次の方法により行うものとする。

(1) 作文による選考

(2) 面接による選考

**7 公募委員選考結果の公表**

公募委員を決定したときは、応募者全員に採用の可否について速やかに通知するとともに、その結果を市政記者クラブに資料提供するものとする。

**8 報告書の作成・公表**

公募委員の状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

**9 適用期日**

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。